平成２６年（フ）第９０１号
横浜市青葉区荏田西２―39―７
債務者　株式会社プランニングワークス
代表者代表取締役　黒羽　義宏
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　由幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０号
佐賀県鹿島市大字高津原4296番地30
債務者　株式会社岡田商事
代表者代表取締役　岡田　和人
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午前11時
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第７１号
佐賀県鹿島市大字高津原4296番地30、商業登記簿上の本店所在地長崎県大村市東三城町19番地
債務者　株式会社デライト
代表者代表取締役　岡田　和人
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午前11時
佐賀地方裁判所武雄支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２７号
北海道常呂郡訓子府町旭町14番地
債務者　堤　三樹磨
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
北海道常呂郡訓子府町旭町14番地
債務者　堤　裕紀子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
北海道常呂郡訓子府町旭町14番地
債務者　堤　　政子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
群馬県高崎市箕郷町上芝483番地９
債務者　関口昭三郎
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋爪　　健
4　破産債権の届出期間　平成26年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午後１時55分
6　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１２６号
岡山市北区杉谷1634番地
債務者　圓堂　秀樹
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有本　耕平
4　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６号
岡山市北区三野２丁目２番６号コーポ三野116、旧住所岡山市中区国富1033番地５
債務者　岩城　健一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　俊夫
4　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６２号
大津市瀬田２丁目５番23号
債務者　北井歯科医院こと　北井美喜夫
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　建志
4　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０２号
福岡県久留米市長門石３丁目３番15号
債務者　川島　稔大
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　学
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２２９号
大阪府岸和田市土生町８丁目６番24号
債務者　辻　　孝
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　吉浩
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
松江市西津田３丁目１番52―302号　西津田マンション
債務者　冨田　　洋
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野陽太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２９号
長崎県長崎市大園町９番11―1602号
債務者　山本　和文
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　祥之
4　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７１６号
名古屋市中村区深川町１丁目31番地
債務者　小川　隆一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　積木　　潤
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部